

近世日本の教育遺産群サポーター実施要項

(目的)

第1条 日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の構成文化財に認定されている4市の教育遺産群の歴史やその特徴を理解し、その魅力を広く発信していく「近世日本の教育遺産群サポーター（以下「サポーター」という。）」を置き、多くの方々に対し教育遺産群に対する関心や認識を高め、その魅力を発信していくことを目的とする。

(資格等)

第2条 サポーターとして登録できる者は、次の各号の全ての要件に該当する個人とする。

- (1) 教育遺産世界遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）の事業目的に賛同する者
- (2) この要項を承諾し、登録を希望する者
- (3) 反社会的勢力ないし公序良俗等に反する企業・団体等に属しない者

(活動内容)

第3条 サポーターが行う活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の行う事業の支援
- (2) 教育遺産群等の情報発信
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要があると認めること。

2 活動に対する報酬、交通費等は、原則として支給しない。

(登録)

第4条 この要項に定めるサポーターの活動を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項に同意したうえで、会長に申し出るものとする。

- (1) 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等の個人情報を名簿に登録すること。
- (2) サポーター活動の運営上で必要な場合に限り個人情報を利用すること。

2 会長は、前項の申し出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められるときはサポーター登録を行うものとする。

(登録の期間)

第5条 登録期間は、登録日の属する当該年度の末日までとする。ただし、次条に規定する登録の取消しがない限り、その期間は一年度ごと自動的に更新されるものとする。

(登録の取消し)

第6条 会長は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する資格要件を有しなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する活動の遂行ができなくなったとき。
- (3) 辞退の申し出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長がサポーターとして不適當であると認めたとき。

(遵守事項)

第7条 サポーターは、活動するに当たり、会長が認める場合を除き、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) サポーターは、活動の中で知り得た秘密や個人情報をサポーターの任期期間中及び登録の取消し後においても、承諾なく開示、漏えい及び利用をしてはならない。
- (2) 特定の商品・サービスの宣伝、団体への勧誘など、第3条に掲げる活動とは無関係な行為を行ってはならない。
- (3) 協議会事業やサポーターを標榜した行為又は運営を妨げる行為を行ってはならない。
- (4) 事実に反する情報又は公序良俗に反する情報もしくはそのおそれがある情報をサポーター又は第三者に提供する行為を行ってはならない。
- (5) 生命・身体等の安全を確保しつつ活動しなければならない。
- (6) 選挙活動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為を行ってはならない。
- (7) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為を行ってはならない。

(個人情報)

第8条 事務局は、運営上必要な場合以外の目的で個人情報を利用し、又は第三者に提供しないものとする。

(損害賠償)

第9条 事務局は、サポーター同士又はサポーターと第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、事務局に責がある場合を除き、いかなる責任も負わず、一切の賠償を行う義務を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、サポーター活動の実施に必要な事項は、会長が定めるものとする。